

自然災害被災者支援制度の創設に係る制度設計等  
に関する緊急要望（全国知事会）

本会は、8月8日（金）、自然災害で被害を受けた住宅の再建を公的に支援する自然災害被災者支援制度の創設及び被災者生活再建支援制度の支給対象要件等の緩和についての改正を内容とする緊急要望を行いました。

本会を代表して、井戸敏三兵庫県知事、鈴木雅近静岡県副知事が、内閣官房、内閣府、総務省、財務省の各府省幹部、自然災害から国民を守る国会議員の会役員、自由民主党三役及び衆・参議院災害対策特別委員会委員に要請活動を行いました。

また、前日の7日（木）には、本会の地震対策特別委員会委員長の石川嘉延静岡県知事が内閣府防災担当大臣に要請活動を行いました。

要望内容は、次のとおりです。

## 自然災害被災者支援制度の創設に係る 制度設計等に関する緊急要望

本会が、長年にわたり要望してきた被災者に対する住宅再建支援の制度については、平成7年1月の阪神・淡路大震災を受け、平成10年5月に創設された「被災者生活再建支援法」の附則第2条において「その在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、さらに、昨年7月の中央防災会議の報告には、「住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」と述べられているなどの状況にある。

このような中において、国の中でも居住確保の契機としての議論が高まっており、まずは、公的支援による住宅再建支援制度を早急に創設する必要がある。

また、生活再建支援制度については、「被災者生活再建支援法」が施行され4年以上が経過し、これまで約2,500世帯に総額20億円を超える支援金が支給され、被災者の自立再建に寄与しているところであるが、同時に改善すべき課題が出てきているため、衆議院災害対策特別委員会の附帯決議に基づき、生活再建支援制度の改正が必要になっている。

このため、平成15年7月17日の全国知事会議において、「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を取りまとめ、関係要路へ要望したところである。

については、国においては国民からの期待も含め真剣に受け止め、別添のとおり、制度創設に係る制度設計等の構築を図るとともに、平成16年度予算及び所要の立法措置等を早期に講じられるよう強く要望する。

平成15年8月8日

全 国 知 事 会

## 住宅再建支援制度の創設に関する主要事項

### 1 目的

自然災害により、その居住する住宅が著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援金を支給することにより、被災者の自立した住宅の再建、居住確保に資するとともに、被災地域の速やかな復興を図ることを目的とする。

### 2 定義

- (1) 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 居住する住宅とは、世帯が生活の本拠として日常的に居住している自己所有及び賃貸している建築物をいう。

### 3 支給対象

- (1) 自己が所有し現に居住する住宅の全壊又は半壊に伴う新築。
- (2) 自己が所有し現に居住する住宅の半壊に伴う修理。
- (3) 自己が所有し現に居住する住宅の全壊又は半壊に伴う、賃貸住宅への入居。
- (4) 他人が所有し現に居住する賃貸住宅の全壊又は半壊に伴う新築。
- (5) 他人が所有し現に居住する賃貸住宅の半壊に伴う修理。
- (6) 他人が所有し現に居住する賃貸住宅の全壊又は半壊に伴う、他の賃貸住宅への入居。

### 4 支給対象要件等

対象となる自然災害、収入基準年次及び収入・年齢要件は、生活再建支援制度と同様とする。

### 5 財源及び負担割合等

- (1) 過去の災害による被害の発生状況により、将来発生する被害を想定し、都道府県は制度創設のために、新たに拠出するものとする。  
なお、基金は元金取り崩し方式とする。
- (2) 国及び都道府県の負担割合は、2分の1ずつとする。  
ただし、基金総額を超える被害が生じた場合には、国の責務・負担を重くし、同基金の総額を超える支援金の支給について、国の全額保証とするなどの措置を講ずること。
- (3) 生活再建支援制度の会計とは明確に区分するが、やむを得ない事態が生じた場合、相互に融通できる仕組みにすること。

### 6 認定事務等

認定事務については、生活再建支援制度と同様、市区町村が行うものとする。なお、申請書類等の様式及びその手続き等の事務の簡素化を図るものとする。

### 7 その他

今後5年を目途に、追加拠出の必要性及び制度の見直しを含め、総合的に検討し、必要な措置を講ずることとする。

以上、居住確保の契機として、まずは公的支援による住宅再建支援制度を創設するとともに、引き続き、住宅所有者間の相互扶助を基本とした共済制度についても検討すべきである。

## 生活再建支援制度の改正事項

- 1 現行制度は市町村又は都道府県単位での適用となっており、同一の自然災害で被災したにもかかわらず市町村区域又は都道府県区域により適用、非適用となる不公平が生じているため、対象となる自然災害の要件の緩和を図ること。
- 2 現行の収入基準は、前年、前々年の収入によっているが、被災を起因として長期避難や解職・離職等を余儀なくされ、収入が激減している世帯についても支援金の支給対象とすること。
- 3 現行制度は収入・年齢要件の区分が細分化されて、複雑であるため、大規模災害時における迅速な対応が困難となることなどから、収入・年齢区分の簡素化や要件の緩和を図ること。
- 4 生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることから、利用しやすい制度に向け、通常経費・特別経費の区分の廃止や対象品目の例示的取扱を含め、対象品目の拡大、見直し、個数の弾力的対応等を図ること。
- 5 被災後における被災者の負担を軽減するため、申請書類等の様式及びその手続き等の簡素化を図ること。  
また、特別経費の支給申請及び実績報告にあつては、各物品の購入等を証明する書類の添付を不要とすること。  
なお、国庫補助金については、可及的速やかに交付すること。
- 6 長期避難者の生活再建支援については、長期の避難命令が解除されたことに伴う住居の移転に際して、住居移転費、物品修理費等の支給など、必要な措置を講じること。
- 7 本法改正施行後5年を目途に、執行状況を勘案して本制度の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じること。
- 8 被災者生活再建支援基金では対応できない規模の大災害が発生した場合には、国の責務・負担を重くし、同基金の総額を超える支援金の支給について国の全額保証とするなどの措置を講じること。
- 9 超低金利の経済情勢が続く中で、基金の運営方法を現行の果実運用方式から元金取り崩し方式に変更すること。
- 10 生活再建支援のための運用資金と新たに住宅再建支援のために設ける各都道府県の拠出に基づく資金については、やむを得ない事態が生じた場合、相互に融通できる仕組みにすること。